

UCカード会員規約の改定等について

【改定追加条文】

第10条 第2項

(リ)第16条第5項に記載する行為を行った場合。

第16条 第5項

5. 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役職員・従業者等（派遣社員を含み、以下「従業者等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業者等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等

(ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

(ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

(ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

(ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

【改定変更条文】

＜ショッピングサービス＞リボルビング払いのご案内 第2項

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率18.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分

$(80,000円 \times 26日 + 70,000円 \times 5日) \times 18.00\% \div 365日 = 1,198円$

弁済金 10,000円 + 1,198円 = 11,198円

(3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分

$(70,000円 \times 25日 + 60,000円 \times 5日) \times 18.00\% \div 365日 = 1,010円$

弁済金 10,000円 + 1,010円 = 11,010円

※手数料計算期間が通常年と違う年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

※残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

2025年8月現在